

市民防災農地の登録申出の受付がはじまります

市民防災農地とは・・・

大地震による災害が発生した時に、農地を市民の一時避難場所や仮設住宅建設用地などに利用させていただくものです。

市民の安全確保と円滑な復旧活動の場である「市民防災農地」への登録をご検討ください。



募集期間	令和7年9月1日（月）から9月30日（火）
登録方法	セレサ川崎農業協同組合の各統括支店にて市民防災農地登録申出書を受け取り、案内図・位置図を添付のうえ各統括支店に提出してください。
登録対象農地	災害時に容易に立入り可能 かつ 300㎡以上の一団の農地（所有者が異なる農地でも一団性があれば登録できます）
登録期間	3年（登録取下げの申出がない場合は自動継続します）
登録農地の用途	大地震による災害時には一時避難場所として使用します。仮設住宅建設用地や復旧資材置場として長期使用する場合には、別途協議します。
使用時の補償	「農作物等補償基準」に基づき、予算の範囲内で農作物の損失補償等を行います。また、仮設住宅建設用地や復旧用資材置き場として使用した場合は原状回復します。
登録証等の交付	市民防災農地登録証を交付します。
標識の設置	登録した翌年度に、標識を設置させていただきます。

※登録の申出をいただいた農地については、令和8年1月1日付けで川崎市市民防災農地に登録し、登録証を送付いたします。

～農地は市民の安全・安心を守る大切な役割を果たしています～



【問合せ先】

- 川崎市都市農業振興センター農地課
川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2F
TEL：044-860-2461
- セレサ川崎農業協同組合営農経済本部販売対策部
都市農業振興課
川崎市宮前区宮崎2-13-38
TEL：044-877-2197



川崎市の市民防災農地登録制度について

川崎市では、指定避難所や広域避難場所の設置、津波避難施設の指定、応急給水拠点の設置、救援物資や日用品の備蓄、大震災への備えの啓発普及活動、地域防災計画の策定といったさまざまな対策を行っています。

しかし、大規模な災害時には、**自治体だけでなく、さまざまな協力体制が不可欠です**。川崎市では、企業・市民と連携した協力体制を構築しており、この制度はそのひとつとして、農地所有者の協力を得て平成9年にスタートしました。

市民防災農地として登録することで、**災害時に市民が一時避難場所として利用できる**ほか、農地所有者の許可を得て、農地内に仮設資材置き場や仮設住宅を建設できるようになります。

Q 1 市内にはどのくらいあるの？

市内には**553か所**（令和7年1月1日現在）
約81.1haの市民防災農地があり、農地内に看板等で表示しています。

- 指定避難所
居住地ごとに指定された避難場所
※小・中学校等一時避難場所
- 指定避難所への避難が困難な場合の
一時的な避難場所
※市民防災農地、公園等



Q 2 平時でも利用できるの？

災害時に利用されることを条件として登録するため、避難訓練のような平時の利用はできません。

Q 3 市民防災農地内の農産物を食べても良いの？

この制度においては、たとえ大規模な災害時であったとしても、農地内の農産物を食べることはできません。

Q 4 災害時に使用された後、どうなるの？

川崎市が「農作物補償基準」に基づき、予算の範囲内で農作物の損失補償等を行います。
また、農地所有者の許可を得た上で仮設住宅建設用地や復旧用資材置き場として利用した場合は、原状回復し農地所有者にお返しします。